

令和6年度からの加入・履行証明書の発行基準について

令和6年度から以下の発行基準に基づき、加入・履行証明書の発行を行います。

※発行基準を満たしていない場合、証明書の発行はできません。

1. 共済手帳の適正更新について

下記に該当する共済手帳がある場合、更新手続きを適正に行っていること

- ① 共済手帳の証紙貼付欄が満了になっている
- ② 次回更新時期を迎えている（手帳交付日から2年が経過している）

2. 退職給付拠出額等の総額について

退職給付拠出額等の総額 \geq 被共済者全員の現場就労日数に見合う額

※退職給付拠出額等の総額の計算（下記①+②+③+④+⑤-⑥）

- ① 電子申請方式において、自社雇用の被共済者に掛金充当した額
- ② 電子申請方式において、自社雇用の被共済者に元請が掛金充当した額
- ③ 共済証紙購入額
- ④ 前年度から繰り越した共済証紙の額
- ⑤ 元請から現物交付を受けた共済証紙の金額
- ⑥ 下請に現物交付した共済証紙の金額

※被共済者全員の現場就労日数に見合う額の計算

（被共済者全員の決算期間中の現場就労日数合計 × 320円 × 10/12）

* 決算期間中に退職した者の現場就労日数も含みます。

* 翌月に前月就労分の共済証紙を貼付する場合でも、決算期1年間の現場就労日数で計算してください。事務手続きに要する期間等を考慮し、10/12を乗じています。

3. 証紙貼付方式を採用する公共工事の元請事業所は、「工事別共済証紙受払簿」を工事完成後1年間事務所に備え付けていること

4. 下請を使って工事を行う事業主（元請のみ）については、上記1から3のほか、下請への適正な共済証紙の交付または掛金充当が適正に行われていること

★「加入・履行証明願受付に関するフロー」を建退共香川県支部ホームページからダウンロードし、発行基準を満たしているかご確認のうえ、加入・履行証明願の添付書類の一つとしてご提出ください。